

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第2回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第1編 民法総則

第1章と第2章で「権利の主体」について
第3章では 「権利の客体」について勉強する。

第1章 自然人

1 自然人の意義

2. 能力の種類

「能力」という言葉が4つ出てきます。覚えよう！

○ 権利能力

意義：権利を持ったり義務を負ったりする事の出来る資格の事。自然人、法人にある

○ 意思能力

意義：自分の行為の結果を判断することのできる精神能力を言う

意思能力がないもの（意思無能力者）が行った意思表示は無効

○ 行為能力

意義：法律行為を単独で行うことのできる能力

行為能力を制限された人を**制限行為能力者**という。

制限行為能力者の行為は原則、取消す事出来る。

例外、取消す事が出来なくなる時もある。（21条）

○ 責任能力

意義：不法行為時に、自己の行為の責任を判断することのできる精神能力

責任能力がないものが行った不法行為は責任を負わされない

2 権利能力

原則：自然人は出生によって権利能力を取得する

例外：以下の場合には胎児であっても既に生まれたものとみなす（ただし死産ではダメ）

- ① 不法行為に基づく損害賠償請求権（721条）
- ② 相続（886条①）
- ③ 遺贈（965条）

制限行為能力者

1. 未成年者

(1) 意義

20才未満の者

* 但し、婚姻すると成年者とみなす（成年擬制という）

(2) 保護者

親権者、未成年後見人（未成年後見人は一人しかダメ）

（代理権の認められている保護者を法定代理人という）

(3) 保護者の権限

同意権、代理権、取消権、追認権

（取消権を有する者には必ず追認権もある）

(4) 未成年者の法律行為

原則：未成年者は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができない

例外：未成年者が単独（保護者の同意無し）で行なえる行為は以下だけ

（ア） 単に権利を得るだけの行為又は単に義務を免れるだけの行為（4条①）

（例）単に権利を得るだけの行為とは、物をただで貰う等。

注意：借金の返済を受ける事は借金（元本）が消滅するのでこれに該当しない

（例）単に義務を免れるだけの行為とは、ただにしてもらう等

（イ） 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産の処分行為又は、法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産の処分行為（5条）

（例）法定代理人が目的を定めて処分を許した財産の処分行為とは、
遠足のおやつ代としてお金を渡す

（例）法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産の処分行為とは、
毎月のお小遣いとしてお金を渡す

（ウ） 営業の許可を受けた時のその営業に関する行為（6条）

（例）商売する事を許された未成年者がその商売に関してする行為。商品の仕入れ等

（エ） 取消権の行使

(5) 注意

* 未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った法律行為は取消す事ができる。

しかし、上記（ア）～（ウ）の行為については、同意が不要なため、同意を得ていない事を理由に取消す事はできない

* 未成年者でも15才以上ならば遺言はできる

* 「未成年者が贈与を受ける行為」は上記（ア）の「単に権利を得…」に該当する。

よって、法定代理人の同意なくとも単独でできる

* 「未成年者が弁済を受領する行為」は弁済を受領すれば債権が消滅するので上記（ア）の「単に権利を得…」に該当しない。よって、法定代理人の同意が必要な行為となる

2. 成年被後見人

(1) 意義

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、家裁により後見開始の審判を受けた者。

審判を請求できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、他の保護者、他の監督人、検察官

(2) 保護者

成年後見人（成年後見人には人数制限が無い）

* 成年後見人の事務を監督する為に成年後見監督人が選任される事もある

(3) 保護者の権限

代理権、取消権、追認権（成年後見人には同意権がない事注意）

* 代理権があるので、成年後見人も法定代理人

(4) 成年被後見人の法律行為

原則：成年被後見人は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができない

（よって成年被後見人のした行為は取消す事ができる）

例外：成年被後見人が単独（保護者の同意無し）で行なえる行為は以下だけ

- （ア） 日常生活に必要な行為（日用品の購入など）
- （イ） 婚姻や養子縁組などの身分上の法律行為
- （ウ） 取消権の行使

(5) 注意

* 成年後見人には同意権がない。

よって、たとえ同意を得たとしても成年被後見人は単独で法律行為を行なう事ができないし、もし単独で法律行為を行なった時は、その行為を取消す事ができる。

3. 被保佐人

(1) 意義

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者で、家裁により保佐開始の審判を受けた者。

保佐開始の審判を請求できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、他の保護者、他の監督人、
検察官

(2) 保護者

保佐人（保佐人には人数制限が無い）

- * 保佐人の事務を監督する為に保佐監督人が選任される事もある

(3) 保護者の権限

- * 13条①の行為についての同意権、取消権、追認権。
- * 家裁の審判による特定の法律行為についての代理権
（但し、この特定の法律行為の審判については本人の同意必要）
- * 13条①以外の行為についても、家裁の審判により同意の必要とする行為とすることもできる

(4) 被保佐人の法律行為

原則 : * 被保佐人は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができる
* 日常生活に必要な行為も単独でできる
* 取消権の行使もできる

例外1 : 13条①の行為は単独（保護者の同意無し）でできない。
すなわち、保佐人の同意が必要となる。
（同意を得ずにした時は取消す事ができる）

例外2 : 13条①以外の行為でも家裁の審判を得れば、保佐人の同意を必要とする行為とすることができる

(5) 注意

保佐人が被保佐人の利益を害する恐れがないのに、同意をしない時は、家裁は被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与える事ができる

4. 被補助人

(1) 意義

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者で、家裁により補助開始の審判を受けた者。補助開始の審判を請求できる者は、本人、配偶者、四親等内の親族、他の保護者、他の監督人、検察官（本人以外の者がこの請求をするのには本人の同意が必要）

(2) 保護者

補助人（補助人には人数制限が無い）

- * 補助人の事務を監督する為に補助監督人が選任される事もある

(3) 保護者の権限

- * 13条①の一部で家裁の審判ある行為についての同意権、取消権、追認権。
- * 家裁の審判による特定の法律行為についての代理権
（但し、上記2つの家裁の審判については本人の同意必要）
 - ◆ すなわち、補助開始の審判は、同意権付与の審判又は代理権付与の審判とともに行われる
よって保護者の権限には①同意権・取消権・追認権の3つしかない場合
②代理権・取消権・追認権の3つしかない場合
③同意権・代理権・取消権・追認権の4つ全部ある
の3パターンがあることになる

(4) 被補助人の法律行為

原則：* 被補助人は単独（保護者の同意無し）で法律行為ができる

- * 日常生活に必要な行為も単独でできる
- * 取消権の行使もできる

例外：13条①の一部で家裁より審判を受けた行為は単独（保護者の同意無し）でできない。
すなわち、補助人の同意が必要となる。

(5) 注意

補助人が被補助人の利益を害する恐れがないのに、同意をしない時は、家裁は被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与える事ができる

13条①

- (ア) 元本を領収し、又はこれを利用する事
- (イ) 借財又は保証をする事
- (ウ) 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をする事
- (エ) 訴訟行為をする事
- (オ) 贈与、和解又は仲裁合意をする事
- (カ) 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をする事
- (キ) 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認する事
- (ク) 新築、改築、増築又は大改修する事
- (ケ) 602条に定める期間を超える賃貸借をする事

(注) (ア) について

利息の受領には保佐人の同意は不要。なぜなら受領しても債権自体は消滅しないから

5. 制限行為能力者の相手方の保護

(1) 相手方の催告権

制限行為能力者と取引した者（相手方）が出来る事は2種ある。

① 制限行為能力者が行為能力者となった時

本人に対して追認するか否かの返事を求める事ができる。

→返事をしない時は追認とみなす

② 制限行為能力者のままの時

(ア) 保護者に対して

追認するか否かの返事を求める事ができる。

→返事をしない時は追認とみなす

(イ) 制限行為能力者（被保佐人・被補助人に限る）に対して

保護者から追認もらってこいって言える

→返事をしない時は取消したものとみなす

(2) 制限行為能力者の詐術の場合の取消権の否定

(最判 S44. 2. 13)

〈判旨〉

① 黙秘していただけでは詐術に当たらない

② 黙秘して他の言動と相まって相手方を誤信させたら詐術に当たる

(最判 S2. 5. 24)

被保佐人が借金をするにあたって、その仲介者に対して詐術を用いた時、その詐術が貸主にまで及んでいなければその被保佐人の取消権は剥奪されない。

6. 制限行為能力者の行為の取消し

(3) (例) 未成年者が土地を100万円で売った。その後に親がこの取引を取り消したが、手元には30万円しか残っていなかった。→30万円を返金すればよい

けんちゃんのまとめ

次に勉強する詐欺による取消しには、は第三者保護規定がある。

しかし、制限行為能力を理由とする取消しには第三者保護規定はない。

けんちゃんの参考資料**「現存利益」と「受けた利益」について**

- ★1 「**現存利益**」とは 現に存在する利益のこと。得た財産または利益がそのままの形で残っていればその財産または利益を指し、形を変えて残っていればその形を変えた財産または利益を指す。

〈**具体例**〉 得た財産が100万円あるとする。現存利益のみ返還義務があるとした場合、

- ① その100万円がそのまま残っていれば、100万円を返済しなアカン
- ② その100万円を銀行に預金していたのなら、100万円とその利息を返済しなアカン
- ③ その100万円で株式投資や事業資金として投資して200万円になった時は、100万円のみを返済しなアカン
(上記②は自然発生的利益なのに対し③はその人の手腕による増加だから)
- ④ その100万円で宝石や車を買ってしまったのなら、その買った宝石や車を返済しなアカン
- ⑤ その100万円をギャンブル、飲み代など遊興費に使い果たした場合は、返済しなくても良い
- ⑥ その100万円を生活費に充て使い果たした場合は、100万円を返済しなアカン
(上記⑥のように必要経費に充てたと認められる支出の場合は、現存利益が存在すると認められる。その他生活費以外に必要経費に充てたと認められる支出には、食費、学費、婚姻費用、持参金などがある。覚えておく事)

★2 **返還義務の範囲が「現存利益」に制限されているもの**

- ① 失踪宣告の取消しによる場合の返還義務 (32条②)
- ② 善意受益者の不当利得返還義務 (703条)
- ③ 取消しの場合の制限行為能力者の返還義務 (121条)
- ④ 事務管理が本人の意思に反する時の有益費用償還義務・代弁済・担保提供義務(702条③)などである。全て大事だぴょん

★3 「**受けた利益**」とは

現存利益のように返還義務の範囲を制限しないことを、単に「受けた利益」と表現する。

★4 「**受けた利益**」の返還義務があるもの

- ① 悪意受益者の返還義務 (704条)

けんちゃんの参考資料**取消と無効の違い**

	無効	取消し
効力	当初から効力なし	取消すまでは有効。取消すと遡及的に無効となる (121条)
主張権者	何人でも可	制限行為能力者、その代理人・承継人、瑕疵ある意思表示をした者、その代理人・承継者(120条)
主張期間	制限なし	追認可能時から5年間 行為時から20年間(126条)
追認の可否	追認できない(119条)	追認した時は以後取消すことできない
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・意思無能力 ・公序良俗違反(90条) ・心裡留保で相手方が悪意または有過失(93条但し書き) ・通謀虚偽表示(94条) ・錯誤(95条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限行為能力 ・詐欺または強迫(96条)